

請 願 文 書 表

受理年月日	令和3年11月26日	請 願 者	滋賀県大津市梅林1丁目3番30号 日本国民救援会滋賀県本部
受理番号	請願 第 5 号		会長 中野 善之助 他1名
請願件名	国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願		
請 願 要 旨	<p>【請願趣旨】 「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択をお願いいたします。</p> <p>【請願の理由】 わたしたちは日本国憲法と世界人権宣言を指針として、人権と民主主義を守るボランティア団体の「日本国民救援会」です。冤罪被害者を支え、「無実の人は無罪に！」と支援運動を行っています。</p> <p>日本弁護士連合会のまとめによると1910年代から2000年代までの冤罪事件は161件あり、しかも氷山の一角だといわれています。そして再審無罪を勝ちとるまでに例えば吉田岩窟王事件（1913年、名古屋市）は50年、加藤老事件（1915年、山口県）は62年、今年5月、国家賠償裁判で勝訴判決が出た茨城・布川事件は44年かかっています。再審は、「開かずの扉」「針の穴に駱駝を通すようなもの」と例えられ、当事者・家族には想像を絶する困難を伴うため、あきらめる方もいます。</p> <p>現在、再審制度は刑事訴訟法に規定がありますが、条文数は19カ条（435条～453条）のみで、極めて大雑把な規定のため、個々の再審裁判では裁判所の解釈、運用にすべて委ねられていることから「再審格差」が起こっているのが実態です。</p> <p>再審制度の抱える問題点は、一つは捜査段階で集めた全証拠を検察が開示しないことです。国民の税金を使って集めたすべての証拠は、有罪立証に有利、不利を問わず、弁護団の開示請求に応じ、真実解明に役立てるべきであると考えます。</p> <p>二つは、検察官の不服申し立て（上訴）です。裁判所が再審開始決定を出しても従わず、不服申し立てをおこない、いたずらに時間稼ぎをして、当事者と家族を時間的にも金銭的にも、また心理的にも苦しめ続けることは許されません。</p> <p>再審開始決定に対する反論は、再審公判のなかで主張立証する機会があるので、上訴は禁止すべきであると考えます。</p> <p>三つは、前述の「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」を通常審のように整備し、環境を整え、「再審格差」や再審審理において、過去に当該事件に関与した裁判官が再び関与することが起こらないようにすることが重要であると考えます。</p> <p>つきましては貴議会において、地方自治法第99条に基づき、無事の者を誤った裁判から迅速に救済するために、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書の採択をお願いいたします。</p> <p>【請願項目】 一、再審における検察手持ち証拠の全面開示 二、再審開始決定に対する検察の不服申し立て（上訴）の禁止 三、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の整備</p>		
紹介議員	玉木 弘子 森原 陽子		

